

国民年金からのお知らせ



新成人の皆さんへ

今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとうございます。

国民年金はすべての公的年金制度の基礎となるものです。日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられています。

公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になった時には次の世代を支えるという「世代と世代の支えあい」の仕組みで成り立っています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。なお、すでに就職をされ厚生年金等に加入しておられる方(国民年金第2号被保険者)は、改めて国民年金に加入する必要はありません。

また、納付が困難な方は、申請免除などの制度がありますので、お問い合わせください。

※20歳を迎えられる方を対象として、20歳の誕生日の前月に

日本年金機構から「資格取得届(20歳到達者用)」を送付されます。必要事項をご記入のうえ、役場住民課保険年金担当まで提出してください。

年金受給者の皆さんへ

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構から、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「平成26年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。この源泉徴収票には、平成26年中に国が年金から引き去りをした介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先 草津年金事務所 ☎077-567-2220(国民年金課) ☎077-567-1311(お客様相談室)
日野町役場住民課 保険年金担当 ☎6571



デートDV 素敵な恋愛は「対等な関係」

DVとは、ドメスティックバイオレンスの略称です。夫婦や恋人など親密な関係にある(あった)相手からふるわれる暴力を言います。特に10代・20代の若いカップルの間で起るDVは「デートDV」と呼ばれています。

国が平成24年度に行った調査では、10代から20代の頃に「交際相手がいいた(いる)」人の中で、約10人に1人が交際相手から暴力被害を受けたことが分かりました。

DVは相手を暴力で支配する(＝思いつようにすること)です。暴力にはさまざまな種類があり、身体的な暴力、精神的な暴力、経済的な暴力、社会的な暴力、性的な暴力があります。

◆デートDV危険度チェック◆

- 殴る、蹴る、つねる、物を投げる
- 「ブス」「バカ」など、傷つく呼び方で呼ぶ
- 怒らせるのはあなたが悪いなど、何でもあなたのせいにする
- お金を返さない、責がせる
- いつも自分との約束を優先しないと機嫌が悪くなる
- 携帯電話などでいつも居場所や遊んでいる相手をチェックする
- 性交渉を強要する、避妊しない

「恋人だったら我慢するのは当たり前」と思い込んでいる、暴力の後は優しくなるので許してしまおうなど、嫌と言えない、別れにくいのがデートDVの特徴です。

暴力はどんなことがあっても許されません。もし、自分がデートDVにあつたら、一人で解決しようと思わずに、必ず誰かに相談しましょう。もし、友達が被害にあつていたら、批判をしないで話をしっかりと聴いてあげてください。そして、相談先を教えてください。

素敵な恋愛は、二人が「対等な関係」であることです。お互いが意見や感じ方の違いを認め、自分が嫌なことには「NO」と言いましょう。そして、相手の「NO」を受け入れましょう。

◆相談先

- ◎滋賀県立男女共同参画センター ☎0707339
- ◎彦根子ども家庭相談センター ☎074912413741
- ◎日野町役場企画振興課 ☎6552